

生活衛生関係営業及び建築物環境衛生業者登録に係る 手数料の変更について(令和8年4月1日～(予定))

大分県では、昨今の物価高騰や労務費の急激な上昇を踏まえ、受益者負担の適正化を図る観点から、使用料及び手数料の見直しを行うこととし、令和8年第1回定例県議会に条例改正案を提出しています。

見直しにあたっては、施設の維持管理費や役務提供に必要な労務費等の上昇分を反映しています。

大分県議会で可決された場合には令和8年4月1日から施行する予定です。利用者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

見直し後の手数料

事務及び手数料の名称・区分		単位	金額
興行場許可事務	営業許可申請手数料	1件	22,700円
旅館業許可事務	許可申請手数料	1件	24,400円
	地位承継承認申請手数料	1件	7,550円
浴場業許可事務	許可申請手数料	1件	24,400円
理容所、美容所又はクリーニング所検査事務	検査手数料	1件	16,700円
クリーニング師 免許事務	試験手数料	1件	7,700円
	免許手数料	1件	5,950円
	免許証訂正手数料	1件	3,350円
	免許証再交付手数料	1件	3,900円
建築物環境衛生業者 登録手数料	清掃業者 空気環境測定業者 空気調和用ダクト清掃業者 飲料水水質検査業者 飲料水貯水槽清掃業者 排水管清掃業者 ねずみ昆虫等防除業者	1件	36,700円
	環境衛生総合管理業者	1件	47,200円

【問い合わせ先】

大分県 生活環境部 食品・生活衛生課 電話:097-506-3054